

# (株)JTBガイアレック ご旅行条件書(海外手配旅行)

お申込みいただく前に、このご旅行条件を必ずお読みください。

## 1.手配旅行契約

- お客様とJTBガイアレック又はお申し込みの旅行会社(以下あわせて当社といいます)とは、手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。  
当社はお客様が希望する留学先に対する入学手続きの代行や宿泊手続の代行等、出発にあたっての情報提供を行うものであり、お客様の希望とする留学先での課程修了・資格取得などを保証するものではありません。研修先での研修内容は、各教育機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。
- 当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をするなどにより、お客様が研修・宿泊・運送機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。あらかじめ旅行内容等が決められている「募集型企画旅行」ではありません。
- 当社は旅行の手配にあたり、研修・宿泊・運送機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- 旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によります。
- この旅行は「募集型企画旅行」ではありませんので「特別補償」につきましては適用いたしません。また、「旅程保証」、「旅程管理」は致しません。

## 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社所定の申込書に必要な事項を漏れなくご記入の上、当社所定のお申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領した時に成立し、諸手続を開始いたします。お申込金は取扱料金又は旅行費用の一部に充当します。  
残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目まで、又は当社の発行する請求書に指定された期日までに当社が確認できるようにお支払いください。
- 上記(1)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。  
お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAX および E メールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)
- 当社より「お申込受付確認書」等を交付した時点(書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到着した時点)より、取扱料金は返金できませんので予めご了承ください。また、別途旅行サービス提供機関(研修・宿泊・運送機関等)の定める変更・取消料実費を申し受けます。ただし、お客様の希望するコースが定員に達していて、お申込をお断りさせていただく場合は、除きます。(その場合は第3項(4)を適用させていただきます。)

## 3. お申込条件

- 海外への留学(語学研修含む)渡航を目的とし、当社プログラム申込条件を十分に理解し、受入国の法令、受入学校の規則を遵守できる心身ともに健全な人。
- 受入国の法令及び受入校の規則により指定される年齢基準を満たしている事。20 歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、精神疾患及び現在健康を損なっている方、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨をお申込時にお申し出下さい。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚この場合医師の診断書を提出いただく場合がございます。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきますが、場合によってはお断りさせていただく場合がございます。
- 次に定めるいずれかの事由に該当する場合には、お申込をお断りさせていただく場合があります。  
【1】お申込者が未成年で、語学研修に関して親権者の同意が得られない場合。  
【2】お申込者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社および研修機関の指定する条件を満たしていない場合。  
【3】お申込者が、過去の既往症または現在の心身の健康状態が、当プログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。  
【4】お客様が希望する学校の申込手続期限が過ぎている場合、あるいは留学時期までに手続きが完了できる見通しがない場合。  
【5】お客様が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがある、また受入校の研修の円滑な実施に支障をきたす恐れがある、と当社が判断した場合。  
【6】申込書等に虚偽の記載がある場合。  
【7】お客様又は、その関係者が、他のお客様に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高い場合。  
【8】お客様が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかった場合。  
【9】お客様が長期にわたり連絡不能又は所在不明となった場合。  
【10】お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。

## 4. 契約書面のお渡し

当社は契約終了後、速やかにお客様に、学校の内容、その他の条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。

## 5. 旅行代金のお支払いと変更について

- 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は当社の発行する請求書に指定された期日までに(お支払いください。代金につきましては、円建てに換算し(100 円未満切り上げ)、ご請求いたします。換算レート(中国元と台湾ドル以外)は、ご請求日の週の月曜日(祝日の場合は翌日)の三菱UFJ銀行のTTSレートにリスクヘッジとして5%相当額を加算したものを適用させていただきます。  
中国元、台湾ドルの換算レートは、ご請求日の週の月曜日(祝日の場合は翌日)の三菱UFJ銀行のTTSレートにリスクヘッジとして、中国元の場合は3円、台湾ドルの場合は、0.5円を加算したものを適用させていただきます。
- 当社は旅行開始前において、研修・運送・宿泊期間等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、その他の諸々の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更、もしくは手配を中止させていただきます場合があります。
- 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに代金を精算します。
- 当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾がある時は、提携会社のカードによりお客様の署名無くて、旅行代金(取扱料金、申込金、追加代金として表示したものを含む)や取消料、違約料および追加諸費用などをお支払いいただく事があります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- 当社は、制度上期日が定められている査証の発行等に必要な場合や、受入校が期日を定めている場合を除き、出発日の90日以上前に、授業料等をお支払いいただくことはございません。

## 6. 渡航手続

- ご旅行に要する旅券、査証、予防接種の証明書等の渡航手続はお客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。旅券、査証が取得できなかった場合は、当社はその責任を負いません。既に旅券等の渡航書類をお持ちのお客様も有効期限、残存期間などにご注意ください。
- 運営機関の事情により、入学許可書等査証取得のための関連書類が期日までに届かず、その結果として緊急査証申請費、予め予約された航空機などの出発変更料が必要となる場合がありますが、一切の費用はお客様のご負担となります。当社の手配状況を確認の上、渡航手続をされることをお勧めいたします。

## 7. 契約内容の変更

- 旅行開始前  
お申込旅行期間における「旅行開始日の変更」、「授業コースの変更」など当初の契約内容の変更のお申し出があった場合、当社は可能な限りお客様のご要望に応じます。この場合当社は旅行代金の変更をすることがあります。また次の料金を申し受けます。原則、お申込み後の研修校の変更のお申し出は取消扱いとなります。  
【1】変更手続料金(該当のレポート参照)  
【2】変更のために研修・宿泊・運送機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)

- 旅行開始後  
【1】お客様の都合により、途中で同一学校の異なるコースに変更される場合、必ず現地にて当該運営機関の同意を得た上、お客様ご自身で行ってください。発生する当該運営機関による取消料、追加費用等は全てお客様のご負担となります。また、途中で異なる学校へ変更された場合、権利放棄とみなし、払い戻しは一切行いません。  
【2】旅行期間の延長や変更(コース・滞在方法等)をご希望される場合、当社にてお受けいたします。また所定の変更手続料金を申し受けます。お客様の責任において、該当運営機関と変更手続、費用のお支払いを行なっていただいても結構です。

## 8. 旅行契約の解除

- 旅行開始前  
【1】お客様は、契約を締結した日より起算して 8 日目までは、取消手続料金を支払うことなく、旅行契約を解除することが出来ます。  
【2】お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内に、書面にてお受けします。当社が書面を受け取った時点で正式のお取消として取り扱います。

- お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)
- 取消手続料金(該当のレポート参照)
- 当社が得るはずであった取扱料金
- 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客様に次の料金をお支払いいただけます。
- お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用

- 当社所定の取消手続料金(該当のレポート参照)
- 当社が得るはずであった取扱料金(該当のレポート参照)
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、

偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項に定める料金をお支払いいただきます。

(6)お客様が旅行代金をお支払い済みで払い戻しがある場合は、日本円で返金いたしますが返金に伴う振込み手数料・送料などはお客様のご負担となります。返金は当社精算書作成日の三菱UFJ銀行のTTBレートで換算(下2桁切り捨て)し清算され、旅行サービス提供機関からの返金確認日の翌月末払いとなります。

#### ②旅行開始後

旅行開始後のお客様のご都合による期間短縮、取消はいかなる理由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しは一切致しません。但し、学校や滞在先などの取消規定による返金がある場合は、取消手続き料金(取扱手續料金と同額)を差し引き返金いたします。返金額は現地からの返金が当社に到着した時点で三菱UFJ銀行の為替換算レート(TTBレート)を適用します。但し、台湾ドルの場合は、三菱UFJ銀行のTTBレートに0.5円をマイナスした換算レートを適用致します。

尚、現地からの返金額が取消手續料金を下回る場合は、当社から返金はございません。

### 9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただけますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたくて、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

### 10. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (3) 手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
- (4) 次のような場合には責任を負いません。

【1】お客様のご希望のコースが定員に達しているとき及び滞り施設の制限事由により入学が許可されないとき。

【2】お客様の日本での学校成績が研修機関側の求めるレベルに達していない為に入学が許可されないとき。

【3】通信事情または運営機関側の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかったとき。

【4】お客様の都合により、提出書類が期日までにそろわなかったとき。

【5】天災地変、戦乱、暴動、宿泊・運送機関ならびに研修機関等における争議行為、自由行動中の事故、盗難、陸海空における不慮の事故、その他不可抗力の事由により生じた損害。

【6】お客様の個人的な事由により旅券、査証が取得できなかったり、入国が拒否された場合。

【7】渡航後はおお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入校・滞在先の公序良俗などに違反し他行為により生じた責任・損害等は全てお客様個人の責任となります。よって、現地での学校生活、個人生活、及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が受けた損害を受けた場合は、当社はおお客様からの損害の賠償を申し受けず。

### 11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けず。

### 12. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に「電話、郵便、FAX、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受ける場合があります。

「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時に、EメールおよびFAXで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けず。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

### 13. 海外危険情報について

(1) 渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.wanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

(2) 当社は外務省「海外渡航情報」が「レベル4: 退避してください」渡航は止めてください。(退避勧告)が発出されている国や地域への旅行手配はお受けいたしません。また、「レベル3: 渡航はやめてください」(渡航中止勧告)が発出されている国や地域への旅行手配は、業務渡航等のやむを得ない場合を除き、お受けいたしません。

(3) ご出発前に外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録をお勧めします。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

### 14. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」:<http://www.forth.go.jp/>でもご確認ください。

### 15. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを補償するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

### 16. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等並びに土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、①当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

(3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社に委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わしたうえで個人情報を預託します。

(5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきます。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTBホームページ」(<http://www.jtbcorp.jp/privacypolicy/>)をご参照ください。

(6) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際は、速やかに対応するものとします。

### 17. その他

(1) 現地学校における日本人比率は、参加時期及びお客様の語学レベルによって大きく異なる場合があります。

(2) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(3) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用等はお客様にご負担いただきます。

(4) 当パンフレットの記載事項は2020年4月1日現在有効な資料に基づいております。各研修機関等の都合及び為替レートの変動により、研修の内容、旅行代金等は予告なく変更されることがあります。

(5) このお申込条件は予告無く変更されることがあります。

(6) この旅行条件は2020年4月1日以降に出発されるお客様に適用されます。

2020.9.23 現在